

中山間農業研究所コンプライアンス教育実施要領

策定 平成27年4月1日

改訂 令和3年4月1日

1 目的

中山間農業研究所の職員及びその他関連する者(以下「構成員」という。)に、経費の適正な使用と研究・調査データの厳正な取扱を徹底するための教育(以下「コンプライアンス教育」という。)を実施し不正防止対策の理解の促進を図るとともに、コンプライアンス教育を踏まえて継続的な啓発活動を行い意識の向上と浸透を図り、研究活動における不正行為を防止することを目的とする。

2 実施方法、実施時期

コンプライアンス教育は、中山間農業研究所研究倫理教育責任者(以下「研究倫理教育責任者」という。)が企画する職員研修において実施するものとし、実施時期は原則4月から12月とし複数回実施する。啓発活動は、メールやポスター掲示により四半期に1回程度の間隔で定期的に実施する。

3 対象者

研究所の研究活動に関わる全ての構成員

4 教育内容

- ・具体的事例を参考とした研究所への影響
- ・研究所の不正行為対策に関する方針やルール、告発等の制度など遵守すべき事項
- ・不正行為が発覚した場合の懲戒処分
- ・自らの弁償責任
- ・申請等資格の制限
- ・研究費の返還等の措置
- ・その他、中山間農業研究所研究倫理教育責任者が必要と認めた事項

5 受講状況の把握及び誓約書の提出

全ての構成員は、コンプライアンス教育を受講しなければならない。また、受講した構成員は、受講毎に別紙の「研究活動 にあたっての誓約書」を自署し、提出しなければならない。

6 未受講者等へのペナルティ

コンプライアンス教育を過去16か月以内に 受講しなかった構成員は、コンプライアンス教育を受講するまでの間、原則として国等の公募型研究開発及び競争的研究費等の運営・管理を含む一切の研究活動に関わるができない。

7 その他

この要領に定めるもののほか、コンプライアンス教育に必要な事項は、中山間農業研究所研究倫理教育責任者責任者が別に定める。

付 記

この要領は、平成27年年4月1日から実施する。

付 記

この要領は、令和3年年4月1日から実施する。